○金融庁告示第七号

銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十号)第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、 銀行法

施行規則第十九条 の二第一 項 第 五号ホ等の規定に基づき、 流動性に係る経営の健全性の状況につい て金融庁

長官が別に定める事項を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

金融庁長官 細溝 清史

銀 行 法施行! 規則第十九条の二第一 項第五号ホ等の規定に基づき、 流動性に係る経営の健全性 の状況に

ついて金融庁長官が別に定める事項

(定義)

第 条 この告示において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

算 入可能 適 格流動 資産の合計額 銀行法第十四 条の二の 規定に基づき、 銀行が その経 営 \mathcal{O} 健 全性を判

断 す るた め \mathcal{O} 基 一準として定め る流 動 性 12 係 る健 全 性 を判 断 す Ź た め \mathcal{O} 基準 (平成二十六年 金 融 庁 告示 第

六 八十号。 以 下 「銀行 流動性 カバレ ッジ 比率告示」という。 第八条に おいて読み替えて準 用する第三条

第 項 K 規定する算 入可 能 適 格流 動 資 産 の合計 額 若 しく は 同 項 に規定する算 入可 能 適 格 流 動 資 産 \mathcal{O} 合 計

額 又 は 銀行法第五十二条の二十五 の規定に基づき、 銀行持株会社 が銀行持 株会社 及びそ \mathcal{O} 子 会社 等 \mathcal{O} 経

営 \mathcal{O} 健 全性 を 判 断す るため 0 基準として定め る流 動 性 に係 る健全性 を判 断 するた め \mathcal{O} 基 準 で あ 0 て、 銀

行 \mathcal{O} 経 営 \mathcal{O} 健 全 性 \mathcal{O} 判 断 \mathcal{O} た \Diamond に 参考となるべ きも \mathcal{O} 平 ·成二十· 六 年 金 融 庁告 示 第六 十二号) 第三条

項 E 規 定す る算 入 可 能 適 格 流 動 資 産 \mathcal{O} 合 計 額を V) う。

日 次平 均 0 値 別 紙 様式 第一号 か ら第三号までに 記載する項目について、 几 半 期の最初 の営業日か 5

最 終 の営業 日 ま で \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 各 営 業日 に おけ る値 \mathcal{O} 合 計 を当 該 期 間 \mathcal{O} 営 業 日 0) 数で除 L て得 た値 を 7 う。

単 体 流 動 性 力 バ V ツ ジ 比 率 を算 出 す る銀 行 に お け る 事 業 年 度 \mathcal{O} 開 示 事 項

第二条 銀 行 法 施 行 規則 (以 下 規則」 という。 第 + 九 条 の 二 第 項 第 五. 뭉 ホ に · 規 定 す Ź 流 動 性 に 係 る経

営 (T) 健 全 性 の状 況 につ 7 、 て 金 融庁長官が 别 に定め る 事 項は、 単 体 流 動 性 カ バ レ ツ ジ 比率に関 する定性的 開

示 事 項 及 U 単 体 流 動 性 IJ Ź ク管 理 に 係 る開 示 事 項とする。

2 前 項 \mathcal{O} 単 体 流 動 性 力 バ レ ッジ 比 率 に 関 す Ź 定 性 的 開 示 事 項」 とは、 次 に 掲 げ る 事 項とする。 ただし、

第三 号 又は 第四 号に 撂 げ る事 項 E つい て は、 単 体 流 動 性 力 バ レ ッジ 比率 (銀 行 流 動 性 カバ レ ッジ 比 率 告示

第八 条に規定する単体 流 動性 カバ レ ッジ 比率 をいう。 以下この 項において同じ。 の状況に照らし、 重要

性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

時 系列 に お ける単 体流 動 性 カバ V ッジ 比 率 \mathcal{O} 変 動 に 関する事項

単 体 流 動 性 力 バ レ ッジ 比 率 \mathcal{O} 水 準 \mathcal{O} 評 価 12 関 す る 事 項

三 算 入 可 能 適 格 流 動 資 産 0) 合 計 額 0) 内 容 に 関す Ź 事 項

兀 そ \mathcal{O} 他 単 体 流 動 性 カバ レ ッジ 比 率 に関す る事 項

3

第 項 \bigcirc 単 体 流 動 性 ゴリス ク管理 に 係る 開 示 事 · 項 」 とは、 次に掲げる事項とする。 ただし、 第二号又は

第三号に掲 げ る 事 項 に つ V) て は、 銀 行 \mathcal{O} 流 動 性 に · 係 るリス ク 管 理 \mathcal{O} 状況 に照らし、 重要性 が乏し V) · と認 8

られる場合には、この限りでない。

流 動 性 に係 るリス ク管型 理 の方針及び手続の 概要に 関する事 項

流 動 性 に係 るリス ク管型 理 上 \mathcal{O} 指 標 に 関 す る事 項

三 そ \mathcal{O} 他 流 動 性 に 係 るリス ク管理 に 関 す Ź 事 項

単 体 流 動 性 力 バ レ ッジ 比率 を算 出す Ś 銀 行 に お け る中 間 事 業年度の 開 示 事 項

第三条 規則 第十 九条の二第一 項第五号ホに規定する流 動 性 に係る経営の 健 全性 の 状 況につい 7 金 融 デ 長官

が 別に定め る事 項は、 前条第二 項に規定する単 |体流 動 発性カバ レ ッジ 比 率に関する定性的開 示事 項とする。

連 結 流 動 性 力 バ レ ッジ 比率を算出する銀行 における う道結な 会計年度 0 開 示 事 項

第四 条 規 則 第 + 九 条 の 三 第三号ニに規 定す る 流 動 性 に 係 る 経 営 \mathcal{O} 健 全 性 \mathcal{O} 状 況 に つ 7 7 金 ·融庁長· 官 が 別

に

定 め る 事 項 は、 連 結結 流 動 性 カバ レ ツ ジ 比率 に関す ん定性 的 開 示 事 項 及び 連 結 流 動 性 リス ク管理 に 係 る開 示

事項とする。

2 前 項 \mathcal{O} 連 結 流 動性 カバ レ ッジ)比率 に関する定性的開 示事 項」 とは、 次に掲げる事項とする。 ただし、

第三号 文 は 第四 |号に掲 げ る事 項 E 0 1 て は 連 結 流 動 性 力 バ V ツ ジ 比 率 (銀 行 流 動 性 力 バ レ ッジ 比 率 告示

第二 一条に 規 定す る 連 結 流 動 性 力 バ レ ツ ジ 比 率 をいう。 以下この 頃に おい て同じ。 \mathcal{O} 状 況に照らし、 重要

性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 時 系 列 にお け る連 結 流 動 性 カバ V ッジ 比 率 \mathcal{O} 変動 に 関する事 項
- 連 結 流 動 性 力 バ レ ッジ 比 率 \mathcal{O} 水 準 \mathcal{O} 評 価 に 関 す る 事 項
- 三 算 入可 能 適 格流 動 資 産 \mathcal{O} 合 計 額 \mathcal{O} 内 容 に 関 する 事 項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第 項 \mathcal{O} 連 結流 動 性 ゴリス ク管理 に 保る開 示 事 項 とは、 次に掲げる事項とする。 ただし、 第二号又は

第三号に掲 げ る 事 項に つい · て は、 銀 行 \mathcal{O} 流 動 性に 係 るリ Ź ク 管 理 \mathcal{O} 状況に照らし、 重要性 が乏し V > · と認 8

られる場合には、この限りでない。

流

動

性

に係

るリ

ス

ク管

理

 \mathcal{O}

方針

及

び手

続

 \mathcal{O}

概要に

関する事

項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

連 結 流 動 性 力 バ V ツ ジ 比 率 を算 出 す る銀 行 に お け る中 間 連 結会 計 年 度 \mathcal{O} 開 示 事 項

第 五. 条 規 則 第 + 九 条 の三第三号ニに規 定す る 流 動 性 に 係 る 経 営 \mathcal{O} 健 全 性 \mathcal{O} 状 況 に 0 7 7 金 融 庁 長官 が 別 に

定 め る事 項 は、 前 条第 項に規定する連 結流 動 性 カバ レ ッジ 比 率 に 関 する定性的 開 示 事 項

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規 則 第 + 九 条 \mathcal{O} 五 に 規 定 でする・ 金 融庁 長 官が 別 に 定 8 る 事 項 のうち、 流 動 性 に 係 る経 営 \mathcal{O} 健 全性 の状

況 に 関 す Ź 事 項 (海外営 業拠 点 (規 則 第十 九 条の二 第一 項 へただした 書 に 規定する 海 外営業 拠 点を 7 う。 以下

同じ。)を有する銀行 に係るものに限る。) は、 次に掲げる事項とする。

- 一 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 2 前 項 第 号に 撂 げ る 事 項 は 別 紙 様 式 第一 号に ょ り、 同 項第二号に掲げる事 項は 別 紙様式第二号により、

その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七 条 規則第三十四条 の二十六第一項第四号ニに規定す る流動性に係る経営の健全性の状況について金融

庁 長 官 が 別 に定 め る事 項 は、 連結 流 動 性 力 バ レ ッジ 比 率に関する定 性 菂 開 示 事 項 及 び 連 結 流 動 性 リス ク管

理に係る開示事項とする。

2 前 項 \mathcal{O} 「連 結 流動性 カバレッジ比率に関する定性的開示事 項」とは、 次に掲げる事項とする。 ただし、

第三号又は第四号に掲げる事 項につい ては、 連結流 動 性 カ バ レ ッジ比率 (銀行法第五十二条の二十五の規

定に 基づき、 銀 行 持株 会社 が 銀 行 持 株 会社 及 び その 子 会社等 \mathcal{O} 経営 \mathcal{O} 健 全 性 を判 断 するた め \mathcal{O} 基 準 として

定め る 流 動 性 に 係 る健 全性、 を 判 断するため O基準で あって、 銀 行 \mathcal{O} 経営 \mathcal{O} 健 全 性 \mathcal{O} 判 断 \mathcal{O} た 8 に参考とな

るべきもの第二条に定める連結流動 性 ロカバレ ッジ 比率をいう。 以下この項において同じ。) の状況に照ら

し、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

時系列 に お ける連 結 流 動 性 カバ レ ッジ 比 率 \mathcal{O} 変 動 に . 関 する事項

連 結 流 動 性 力 バ レ ッジ 比 率 \mathcal{O} 水 準 \mathcal{O} 評 価 12 関 す る 事 項

三 算 入 可 能 適 格流動 資 産 0) 合 計 額 \mathcal{O} 内容 に 関す Ź 事 項

匹 そ \mathcal{O} 他 連 結 流 動 性 カバ レ ッジ 比 率 に関す る事 項

3

第 項 \bigcirc 「連 結 流 動 性 ゴリス ク管理 に .係る! 開 示 事 ·項 」 とは、 次に掲げる事項とする。 ただし、 第二号又は

第三号に掲 げ る 事 項に つ V 7 は、 銀 行 持 株 会社 \mathcal{O} 流 動 性 に係 るリス ク管 理 0) 状況 に照ら Ĺ 重要性が乏し

いと認められる場合には、この限りでない。

流 動 性 に係るリスク管理 \mathcal{O} 方針及び手続 \mathcal{O} 概要に 関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 そ \mathcal{O} 他 流 動 性 に 係 るリス ク管理 に 関 す Ź 事 項

銀 行 持 株会社 に おけ る中 間 連結会計 年 ·度 \mathcal{O} 開 示 事 項

第 八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する流 動性 に係る経営の 健全性の状 況につい . て 金 融

庁長官が別に定める事項は、 前条第二項に規定する連結流動性カバ レ ッジ 比率に関する定性的開 示 事 項と

する。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十 -四 条 水の二十 七 の二に 規定する金融 庁長官が 別に定め る事 項のうち、 流 動性 に係 る経営

0)

健全性 の状況に関する事 項 (海外営業拠点を有する銀行を子会社 (銀行法 (昭和 五. 十六年 法 律 第 五. 十九号

第二条第八項に規定する子会社をいう。) とする銀行持株会社及びその子会社等 (同 法 S第五· 十二条の二

十 五 に規定する子会社等をいう。 に 係る ₽ \mathcal{O} に限 る。 は、 連結 流 動 性 力 バ V ッジ 比 率 に 関 す る定量的

開 示 事 項とし、 その 日 次平 均 の値に つい て、 別紙 様式第三号により 作成するものとする。

附 則

(適用時期)

第 条 この 告 示 は、 平成 二十七年六月三十日 (次条第一 項に お **(**) 7 「適用日」 という。 か ら適用する。

(日次平均の値に係る経過措置)

第二条 第六 条第二 一項及 び第九条 \mathcal{O} 規 定 の適 用 について は、 適用 日 から平成二十八年十二月三十一 日 にまで 0

間 は、 これ らの 規定中 日 次 平 均 \mathcal{O} 値 とあ るの は、 「 月 次平 均 \mathcal{O} 値 とすることができる。

2 前 項 \mathcal{O} _ 月 次 平 均 \mathcal{O} 値 と は 几 半 期 \mathcal{O} 各 月 \mathcal{O} 末 日 又 は 最 終 \mathcal{O} 営業日 **金**当 T該末日 を除く。 12 お ける値

の合計を三で除して得た値をいう。

(開示対象期間に係る経過措置)

海 外 営業 拠 点 が 兀 半期 \mathcal{O} 中 途に おいて銀行業 (銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。 以下

同 ľ を 開 始 L た銀 行 \mathcal{O} 当 該 匹 半 期 に対す る第六 条及び第九 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用に . つ ١ ر ては、 次 \mathcal{O} 各号に掲

げる場合 \mathcal{O} 区 分に · 応じ、 当該 各号に 定 \Diamond る 期 間 を 兀 半 期と み んなす。

当 該 銀 行業 を 開 始 し た 日 カゝ ら起算 L て 当 該 日を含む 月 \mathcal{O} 末 日 ま で \mathcal{O} 日 数が三十 日以上 0 場合 当 該 銀

行 業 を 開 始 L た 月 か ら当該 日 を含 む 匹 半 期 \mathcal{O} 末 日 ま で \mathcal{O} 期 間

当 該 銀 行業 を開 始 L た日 か ら起算 して当 該 日を含む 月 回 半 期 \mathcal{O} 最 後 \mathcal{O} 月を除く。) \mathcal{O} 末 日 ま らでの 日

数 が三 + 日 に 満 た な 1 場 合 当該 月 \mathcal{O} 캪 月 \mathcal{O} 最 初 \mathcal{O} 日 か 5 当 該 日 を含 む 兀 半 期 \mathcal{O} 末 日 ま で \mathcal{O} 期 間

前 項 \mathcal{O} 規定に、 ょ ŋ 銀 行 \mathcal{O} 海 外営業 拠 点が 銀 行 業 を開 始 Ĺ た 日 カ ら起算 して当 該 日を含 む 月 回 半 期 \mathcal{O} 最

2

後の月に限る。) の末日までの日数が三十日に満たないときは、 当該月を含む四半期の翌四半期の最初の

日を当該銀行業を開始した日とみなして、 当該日を含む四半期について、第一条第二号、 第六条、 第九条

及び前条第二項の規定を適用する。

3 第 項の 規定により四半期とみなされた期間における前条第二項の規定の適用については、 同 項中 四四

半期」 とあるのは 附 則第三条第一項各号に定める期間」と、「三」とあるのは 「当該期間における月の

末日の数」とする。